

# 高知市空き店舗活用創業支援事業

## 「空き店舗活用創業支援事業」とは

対象区域※1の空き店舗(1階路面店)に出店する方に対し、**店舗賃借料**※2の一部を補助する制度です。

- ※1 商店街及び高知市中心市街地活性化基本計画(平成11年3月策定)に定める区域内の、商業地域及び近隣商業地域です。
- ※2 敷金・礼金および消費税相当分は含みません。

## 助成金支給額(出店地の場所により金額が異なります)

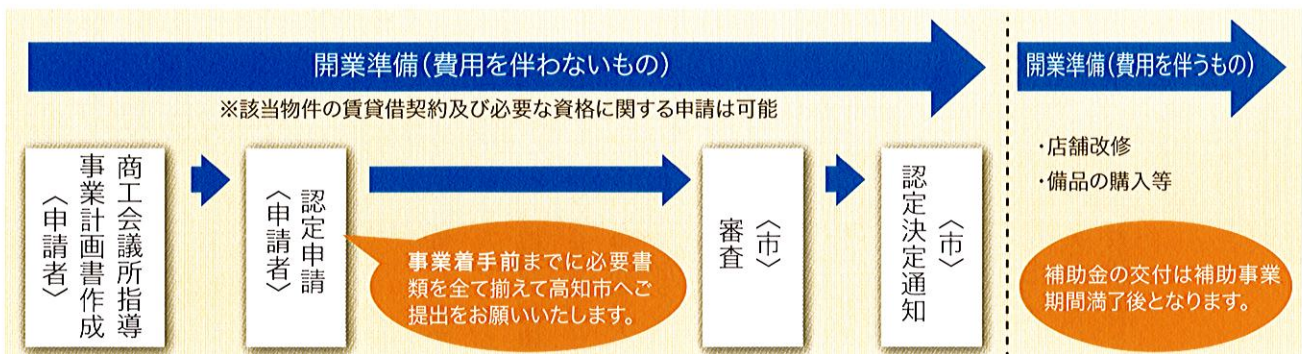
出店場所	事業区分	最大補助金額	補助対象経費	補助率	月額上限
①中心商店街※3	新規創業	60万円	6か月分の店舗賃借料	2/3	10万円
	事業拡大		3か月分の店舗賃借料		
②中心商店街を除く商店街※4	新規創業	51万円	6か月分の店舗賃借料	1/2	8.5万円
	事業拡大		3か月分の店舗賃借料		
③上記商店街を除く中心市街地	新規創業	30万円	6か月分の店舗賃借料	1/2	5万円
	事業拡大		3か月分の店舗賃借料		

【中心商店街】※3 はりまや橋、京町・新京橋、壱番街、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、中の橋、おびさんロード、大橋通りの各商店街エリア  
 【中心商店街を除く商店街】※4 菜園場、天神橋通、愛宕、升形、万々、旭町三丁目の各商店街エリア

## 対象となる事業主の要件(一部抜粋)

- ①週5日以上**昼間営業**(12時～13時を含む、11時～18時の間に原則3時間以上営業)を行う方
- ②投資額(創業に必要な資金)の20%以上の自己資金を有し、市税等の滞納が無い方
- ③高知商工会議所(中小企業相談所)にて事業計画策定支援を受けている方。

## 事業認定の流れ



制度、対象区域の詳細については、**高知市商工観光部 商工振興課** (☎088-823-9375)までお問い合わせください。